

弁護士費用特約利用のための提訴・債権譲渡と訴訟信託の禁止

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 平成29年2月16日
【事件番号】 平成28年（ツ）第44号
【事件名】 損害賠償請求上告事件
【裁判結果】 上告棄却
【参照法令】 信託法10条
【掲載誌】 判タ1437号105頁

LEX/DB 文献番号 25546367

事実の概要

Xは、自らが運転するA所有の自動車（X車）とY₁所有・運転の自動車とが衝突した事故、および、自らが運転するB所有の自動車（B車）とY₂所有・運転の自動車とが衝突した事故（以下ではこれらを「本件事故」とする）に関し、A・Bそれぞれに生じた損害（物損）について、A・Bから委託を受け、Y₁およびY₂に損害賠償請求訴訟を提起した（この委託がなされたのは、Xが加入する自動車保険の弁護士費用特約（以下では「本件特約」とする）を利用するためであったと本判決において認定されている）。Xは、訴訟追行にあたり、訴訟代理人として弁護士を選任していたが、原々審においてYらがXの当事者適格について争ったため、訴訟係属中にA・Bから本件事故にかかる損害賠償債権の譲渡を受けている（以下では「本件債権譲渡」とする）。

原々審（久留米簡判平27・9・28 公刊物未掲載）は、本件債権譲渡の問題には触れず、本件事故はXの自招事故であるとして請求を棄却したため、Xが控訴した。原審（福岡地判平28・4・14 公刊物未掲載）も、本件事故はXの自招事故であるとしたが、本件債権譲渡について、任意的訴訟担当の許容要件を示した最大判昭45・11・11（民集24巻12号1854頁。以下では「最大判昭和45年」とする）を参照しつつ、本件債権譲渡は訴訟の追行を目的として行われたもので訴訟信託に該当し無効であり、この点からも請求が棄却されるべきであるとして¹⁾、控訴を棄却した。Xから上告。

判決の要旨

上告棄却。

本判決はYらの過失は認定しながらも、本件債権譲渡について下記のように判示した。

「Xは、自らが加入する自動車保険の弁護士費用特約を使うために、X車の所有者である妻のA及びB車の所有者であるBから委託を受けて、自ら原告となって本件訴訟を提起したところ、Yらが、第一審の弁論準備手続期日において、Xの当事者適格について争う姿勢を示したことから、この争点を回避するために、便宜的に本件訴訟係属中、Xが上記各所有者らからその損害賠償請求権について債権譲渡を受けるに至ったものである。

Xは、本件訴訟提起時から弁護士であるX訴訟代理人に委任して訴訟行為を行わせているから、弁護士代理の原則（民訴法54条1項）を潜脱するものではないものの、上記各所有者が原告とならず、Xが原告となって訴訟を提起した理由は、Xが加入する自動車保険の弁護士費用特約を使うためであったというのであり、Xへの債権譲渡は、Xを原告にして訴訟を行わせることを目的として行われたものであるから、信託法10条により禁止されている訴訟信託にあたり無効といわざるをえず、Xに本件……事故についての損害賠償請求権が移転したとは認められない。」

「Xは、原審裁判所が……適切な釈明権を行使していれば、Xは上記債権譲渡が無効でないことについての主張、立証を行うことができた……と主張する。

しかしながら、第一審において、Yらは、Xの当事者適格について争う姿勢を示した上、Xが本件訴訟に関与していること（債権譲渡が行われたことも含む。）が問題であると指摘していたのであって……債権譲渡の効力も本件訴訟の争点となっていたとみることができ、また、上告理由書に記載されたXの主張等を考慮しても、訴訟信託にあたることの判断を免れることはできないから、原審に積明義務違反等の法令違反があったとはいえない……ない。」

判例の解説

一 問題の所在

本件は、Xが、本件特約の利用のためにA・Bから委託を受けて訴えを提起し、弁護士を訴訟代理人に選任し訴訟進行していたところ、Yらから当事者適格について疑義が出されたために、A・Bから訴求債権の譲渡を受けた、という事案である。本来の権利帰属主体とは別の者が訴訟の場に現れた事例ということができ、下記の原則・制度との関係で問題が生じる。

まず、弁護士代理原則との関係である。簡易裁判所を除き、訴訟代理人は弁護士に限られるところ（民訴54条1項）、本来の権利帰属主体とは別の者が訴訟の場に出現している場合、かかる原則の潜脱にあたらぬかが問題となる。

次に、訴訟信託の禁止との関係である。訴訟行為を主たる目的とする信託は禁止されており（信託10条）、本来の権利帰属主体が別の者に訴訟を委託している場合、かかる規律に反しないかが問題となる。

また、これらについて検討するためには、任意的訴訟担当の許容要件との関係にも留意する必要がある。任意的訴訟担当の許容要件も、本来の権利帰属主体以外の者が訴訟担当者として訴訟の場に出現する場面を規律するという側面を有しており、（後に見るように）近時の裁判例の中には、最大判昭和45年が提示した任意的訴訟担当の許容要件を参照しながら、訴訟信託の禁止について検討するものが散見される。

本判決は、①弁護士代理原則との関係について、Xは訴訟代理人として弁護士を選任しているから弁護士代理原則には違反しないとすると、②訴訟

信託の禁止との関係については、本件債権譲渡は本件特約を利用するためになされたものであり、（最大判昭和45年を引用せずに）訴訟信託に該当するとし、さらには、③本件債権譲渡の効力（＝訴訟信託該当性）について、原審に積明義務（法的観点指摘義務）違反は存在しないとしている。以下では、これらの判断につき、順に検討する。

二 弁護士代理原則との関係——隣接諸制度の規律領域の整理

本判決は、Xが訴訟代理人として弁護士を選任しているために、本件においては弁護士代理原則の違反はないとする。

弁護士代理原則の趣旨は、訴訟の専門技術的な性格に鑑み、当事者の利益保護を確実にし、手続進行の円滑化をはかるとともに、いわゆる三百代言の跋扈を一般的に防止することにあるとされている²⁾。そして、有力な論者は、他人に訴訟を頼み、その他人が弁護士に依頼して訴訟をする場合は、弁護士代理原則には反しないという³⁾。訴訟代理人として弁護士が選任されている限り、弁護士代理原則の違反はないというのである。

弁護士代理原則の趣旨が手続進行の円滑化のみにあるのであれば、弁護士が選任されていれば同原則の違反はないといえよう。しかし、同原則が三百代言の跋扈、すなわち他人間の訴訟への不当な介入をも規制しているのであれば、単に訴訟代理人が弁護士であるからといって、その規制が及ばないと即断することはできない。

この点は、訴訟信託の禁止や任意的訴訟担当との関係を整理した上で検討される必要がある⁴⁾。というのも、他人間の訴訟への不当な介入の防止は、訴訟信託の禁止の趣旨にも含まれており⁵⁾、また、任意的訴訟担当の許容要件に、弁護士代理原則や訴訟信託禁止の回避・潜脱のおそれがないことが盛り込まれている趣旨も、三百代言の排除、すなわち他人間の訴訟への不当な介入の防止にあるものと思われるためである⁶⁾。

そこで、各制度の規律領域を整理すれば、まず、弁護士代理原則は、まさに「代理」に関する規律なのであるから、本来の権利帰属主体とは別の者が「代理人」として訴訟手続に出現した場合に機能すべきものと考えることができよう。他方、本来の権利帰属主体とは別の者が「当事者」として

出現する場合は、訴訟信託の禁止・任意的訴訟担当の規制領域になろう。このうち、(権利自体の譲渡等を主張して)「本人」として出現するならば訴訟信託の禁止が機能し、(訴訟追行権の授権を主張して)「訴訟担当」として出現するならば任意的訴訟担当の規律が機能すると考えることができようか。各規律にはそれぞれ多様な目的が存在するが、その中には他人間の訴訟への不当な介入の防止という共通の目的が存在しており、この共通の目的達成のためには、各規律が単独で機能するだけでは不十分であり、場面に応じて各規律が機能すると捉えることが適切であろう。

各制度の規律領域をこのように整理できるとすれば、本件のように、本来の権利帰属主体とは別の者が、「当事者」、それも「本人」として訴訟の場に出現する場合は、訴訟信託の禁止の規律領域となるため、結論として、本件において弁護士代理原則の違反はないとした判断に問題はない。

三 訴訟信託該当性の判断枠組み

原審・本判決はともに訴訟信託該当性を肯定するものの、原審は最大判昭和45年を引用し、本判決はこれを引用しない。近時、訴訟信託該当性の判断において、任意的訴訟担当の要件を参照する裁判例⁷⁾が散見され、これらの裁判例は、債権譲渡が訴訟信託にあたりと判断されても、最大判昭和45年が示した任意的訴訟担当の要件を参照し、合理的必要性のあるものは適法とされるという枠組みを採用している。

本判決は、これら裁判例とは異なる枠組みを採用していると評価できよう。すなわち、訴訟信託該当性の判断にあたって、任意的訴訟担当の要件に影響されていないように思われる。この点についても、以下の理由から適切と評価したい。

まず、先述のとおり、訴訟信託の禁止と任意的訴訟担当の規律とは、共通の目的を内包するが、各々の判断基準は切り離しておくべきである⁸⁾。訴訟信託の禁止には様々な趣旨が認められるのに対して、任意的訴訟担当の要件(が厳格であること)は、あくまで適切な当事者を抽出するという趣旨によるものであり、他人間の訴訟への不当な介入の防止(=弁護士代理原則・訴訟信託禁止の回避・潜脱の防止)は、任意的訴訟担当の要件にとって副次的な規律対象にすぎない。また、先に整理

したとおり、本来の権利帰属主体とは別の者が「本人」として出現する場合には訴訟信託の禁止が機能すべきであるし、他方、「訴訟担当」として出現する場合には任意的訴訟担当の対象領域になると考えられ、その規律領域は混同されるべきでない。

また、近時の裁判例が採用する枠組みによれば、一度、訴訟信託該当性が認定されても、合理的必要性が認められれば訴訟信託該当性が覆されることとなるが、少なくとも信託法10条の規定による限り、かかる枠組みは導かれないし、また「合理的必要性」要件を付加しなければならない理由も判然としない(合理的必要性を基礎づける事情が認められるならば、それはもともと訴訟信託が「主たる目的」でないことになるのではなかろうか)。

訴訟信託該当性を判断する上で任意的訴訟担当の要件を付加したり、何らかの形で参照したりするのは、概念の混同を避け、両者の趣旨・規律領域を明確化するという観点から、適切ではなく、訴訟信託該当性の判断基準は、信託法10条の規定するとおり、「主たる目的」のみであるべきで、本判決が採用すると思われる枠組みは正当と評価できる。

四 訴訟信託該当性の判断——積明義務違反の有無について

それでは、本判決が訴訟信託該当性を肯定したことは適切であろうか。この点について、従前の裁判例では、信託契約の条項、受託者の職業、委託者と受託者の関係、対価の有無、受託者が訴訟を提起するまでの時間的隔たり等、諸般の事情を実質的に考慮して判断がなされていると分析されている⁹⁾。他方で、本判決は、このような多様な事情を考慮しているわけではなく、本件特約の利用という提訴目的(のみ)を重視し、本件債権譲渡につき訴訟信託該当性を肯定している。この点を検討するにあたっては、本判決が積明義務(法的観点指摘義務)違反を否定した点に着目する。

1 本判決の立場の分析

Xは、原審が適切に積明権を行使していれば、本件債権譲渡が訴訟信託に該当しないことを主張、立証することができたとし、原審には積明義務(法的観点指摘義務)違反がある旨を主張する。

しかし、本判決は、債権譲渡の効力も本件訴訟の争点となっていたと見ることができ、また、上告理由書に記載されたXの主張等を考慮しても訴訟信託該当性は否定されないとした。

確かに、判決文を見る限り、原々審においてYらは本件債権譲渡を不知としており、債権譲渡の事実を争われていたと評価できる。もっとも、譲渡対価等の具体的事実は主張も認定もされておらず、原審・原々審において債権譲渡の効力(=訴訟信託該当性)がメインの争点になっていたとは言い難いし、本判決が重視する本件特約の利用という提訴目的も、原審・原々審の判決文に記載のない事実である。

それにもかかわらず、本判決は、釈明義務(法的観点指摘義務)の違反はないとする。すると、本判決は、債権譲渡を基礎づける具体的事実や他の提訴目的を十分に審理せずに訴訟信託該当性を認定しても、釈明義務(法的観点指摘義務)違反はないとしたとも評価できよう。すなわち、本判決は、本件特約の利用という提訴目的が認められる限り、本件債権譲渡は明らかに訴訟信託に該当し、その他の事実がこれを覆せるものではない(提訴目的が訴訟信託該当性を確定的に基礎づけてしまう)と評価していることとなるか。

2 本件特約の利用という提訴目的の重み

本判決をこのように読むことができたとして、かかる立場は正当であろうか。

弁護士費用特約の利用を目的として他人間の紛争に介入する者は、本人同士で裁判外で解決できる程度の紛争であっても、必ず弁護士に相談するであろうし、また、弁護士費用を厭わず裁判に持ち込む可能性もある。そうすると、他人間の紛争をむやみに混乱・悪化させる可能性は否定できず、かかる介入は規制されるべきであろう。

したがって、本件特約の利用という目的は、他人間の紛争に介入する理由としては是認できるものでなく¹⁰⁾、これが判明した時点で、訴訟信託の禁止に触れることは確定的なものとなると考えてよく、この点についての本判決の態度も正当と思われる。

Xは債権を有していないこととなり、請求棄却が導かれる。これに対し、任意的訴訟担当の要件を充たさない場合には、当事者適格を欠き、訴え却下となるが、この差異は、原告の行使する権利が自己のものか他人のものかという観点から理解することが適切である。任意的訴訟担当の場合、原告たる担当者が行使するのは他人の権利であるため、担当者が本案判決の名宛人にふさわしいかが問題にならざるをえず、当事者適格が問題となる。これに対して、原告が債権譲受人である(と主張する)場合には、原告は自己の権利を行使していることとなる。自己の権利を行使する場合、自らに給付を請求する権利があるとの主張さえあれば、原告適格には充分であるとされる(最判平23・2・15判タ1345号129頁参照)。したがって、本件のように、原告が、債権譲渡が有効であり、自らに債権が帰属することを主張している限り、当事者適格が問題となる余地はなく、債権譲渡が認められなければ、訴訟物たる債権が存在しないこととなり、請求を棄却すべきである。もちろん、この場合は訴訟担当ではないため、本来の権利帰属者に請求棄却判決の既判力が及ばないことは当然である(本判決ではYらの過失が認定されているため、仮にA・Bが再訴した場合には、請求が認容されることとなる)。

- 2) 兼子一ほか『条解 民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)286頁[新堂幸司=高橋宏志=高田裕成]等参照。
- 3) 谷口安平『口述 民事訴訟法』(成文堂、1987年)261頁。
- 4) 近時、これらの諸制度の関係を検討するものとして、堀野出「訴訟信託禁止規定と隣接諸制度」上野泰男先生古稀祝賀『現代民事手続の法理』(弘文堂、2017年)81頁があり、本稿も負うところが大きい。
- 5) 四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣、1989年)142頁。
- 6) 宇野栄一郎「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇昭和45年度(下)』(法曹会、1971年)822頁参照。
- 7) 東京地判平26・9・30判タ1414号349頁。また、傍論ではあるものの、広島高判平29・3・9判時2338号20頁もかかる枠組みを採用するものと思われる。
- 8) 堀野・前掲注4)81頁は、隣接諸制度の趣旨を切り分ける必要性を論じる。
- 9) 四宮・前掲注5)143頁参照。
- 10) なお、四宮・前掲注5)144頁は、債権を信託的に譲り受けた友人が、弁護士によって訴訟を提起している場合、不当性を見出し難いとするが、友人(と主張する者)が何の理由もなく提訴することは明らかに不自然であり、かかる立場にあっても、実際には債権譲渡がなされた目的・理由の正当性が問題にならざるをえないのではなかろうか。

首都大学東京准教授 棚橋洋平

●—注

- 1) 訴訟信託の禁止の効果は債権譲渡の無効であるため、